

マイナンバーカード保険証の 利用について

当院ではマイナンバーカード保険証をお持ち頂ければ、同意する事で、他院の診療情報や処方内容を一覧する事が可能になりました。

他院の診療情報を取得・活用する事により重複処方・重複検査の防止や、より質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であります。

患者様におかれましては正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカード保険証のご利用にご協力をお願い致します。

病院長

マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!

初めでの医療機関等でも、薬用情報等の医療情報を活用し、今までに比べて薬の調剤が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。*調剤できる病院、薬局、調剤薬局、薬局調剤を推進する中です。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは

マイナポータル

